

施設面会を希望される方へ

徳島県において、令和2年5月14日に「緊急事態宣言」の解除が行われましたが、新型コロナウイルスの感染経路遮断及び感染予防の観点より、緊急の場合を除き面会を制限する旨の方針については、変更されておられません。

入居されている方 及び そのご家族様等にとってご不便等をおかけしている事も重々承知しておりますが、引き続き入居されている方々の安全安心を第一に生活できるように努めてまいりますので、今後とも御理解御協力のほど宜しくお願い申し上げます。なお、上記を十分に理解した上で、面会を希望される方は下記の【注意事項】の御確認をお願い致します。

【注意事項】

- 完全予約制とする
- 県内在住者であること
- 週に1回の15分以内とする。
- 面会人数は、2人までとする
- マスクの着用・手指消毒の徹底
- 面会場所は施設の指定場所にて行う